

## 情報部分開示決定通知書

取教委発第 1047号  
令和3年10月28日



様

取手市教育委員会教育長 伊藤 哲



令和3年10月14日に開示請求のありました情報について、取手市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり一部について開示することを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合又はこの処分に対する取消しの訴えを提起する場合には、審査請求をし、及び処分の取消しの訴えを提起することができます。詳細については、3ページをご覧ください。

|                   |  |                        |
|-------------------|--|------------------------|
| 請求に係る情報の名称、内容     | 取手市グリーンスポーツセンター第1体育室のバスケットゴール更新による床損傷と補強工事に関連する、すべての文書（関係者聴き取りメモ、「取手市グリーンスポーツセンター第1体育室床損傷に関する事案検証会議」議事録を含む）や電磁的記録（メール、会議録音）①議会における全協資料②検証会議資料③ヒアリング全般資料④バスケットボール用ゴール更新時の資料（カタログ・更新理由）⑤取手グリーンスポーツセンター第1体育室利用制限の資料 |                        |
| 開示の日時及び場所         | 日 時  | 令和3年11月12日（金） 午前10時00分 |
|                   | 場 所  | 取手市役所 本庁舎 1階 情報管理課     |
| 開示の方法             | <input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 送付希望） <input type="checkbox"/> 視聴<br>※該当するところに、○印をつけます。   |                        |
| 開示することができない部分及び理由 | 1 開示することができない部分の概要<br>別紙「特定した情報の目録」中、開示することができない部分及び理由」の項、「開示することができない部分の概要」の欄のとおりです。<br>2 理由：<br>別紙「特定した情報の目録」中、「開示することができない部分及び理由」の項、「理由」の欄のとおりです。   |                        |
| 所 管 課             | 茨城県取手市役所 教育委員会 スポーツ振興課<br>郵便番号 : 300-1511  |                        |

|    |  |
|----|--|
|    | 連絡先住所：取手市櫛木15<br>電話番号：0297-74-2141 (内線) 3153             |
| 備考 | スポーツ振興課において特定した情報は、別紙「特定した情報の目録」中、「文書の名称(文書の種類)」欄のとおりです。 |

- 注意 1 情報の開示を受ける場合は、この通知書を持参してください。
- 2 当日都合が悪い場合には、あらかじめ電話等で所管課まで連絡してください。



この処分に不服がある場合又はこの処分に対する取消しの訴えを提起する場合の教示

[審査請求に係る教示]

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、取手市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求することができなくなります。



[処分の取消しの訴えに係る教示]

この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内。以下同じ。）に、取手市を被告として（訴訟において取手市を代表する者は、取手市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(別紙)

特定した情報の目録

【所管課： スポーツ振興課】

| No. | 文書の名称 (文書の種類)                       |           | 開示文書の<br>面数 | 開示することができない部分及び理由    |   | 備考  |
|-----|-------------------------------------|-----------|-------------|----------------------|---|---|
|     | 文書                                  | 電磁的<br>記録 |             | 開示することができない<br>部分の概要 | 理由  |   |
| 1   | R2,12月議会における全協資料                    | ○         |             | 2                    |   |   |
| 2   | R3,6月議会における全協資料                     | ○         |             | 6                    | 取手グリーンスポーツセンター第1体育室床損傷に関する事案検証結果報告内の意見書における意見者の住所。      | 取手市情報公開条例第7条第1項1号に該当し、個人が特定されることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。    |
| 3   | R3,9月議会における全協資料                     | ○         |             | 9                    |   |   |
| 4   | 取手グリーンスポーツセンター第1体育室床損傷に関する第1回検証会議資料 | ○         |             | 12                   |   |   |
| 5   | 取手グリーンスポーツセンター第1体育室床損傷に関する第2回検証会議資料 | ○         |             | 4                    |   |   |
| 6   | 取手グリーンスポーツセンター第1体育室床損傷に関する第3回検証会議資料 | ○         |             | 7                    |   |   |
| 7   | ヒアリング全般資料                           | ○         |             | 24                   | 取手グリーンスポーツセンター第1体育室床損傷に関するヒアリング結果における、指定管理者回答の回答者名。     | 取手市情報公開条例第7条第1項1号に該当し、個人が特定されることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。    |
| 8   | 個別チェックリスト資料                         | ○         |             | 40                   | 取手グリーンスポーツセンター第1体育室床損傷に関する事案検証チェックリストにおける、指定管理者回答の回答者名。 | 取手市情報公開条例第7条第1項1号に該当し、個人が特定されることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。    |
| 9   | バスケットボール用ゴール更新時の資料                  | ○         |             | 11                   | 取手グリーンスポーツセンターバスケットボール用ゴール購入のきこうについてにおける、見積書の中の企業の印影。   | 取手市情報公開条例第7条第1項2号に該当し、複製等により、法人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるため。 |
| 10  | 取手グリーンスポーツセンター第1体育室利用制限の資料          | ○         |             | 1                    |   |   |
| 合計  |                                     |           |             | 116                  |   |   |

